

青森県報

第二千九百三十九号

平成二十年
五月三十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………	(労政・能力 開発課 ……	一
違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は使用者等 が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則……………	(警察本部 交通指導課 ……	一

訓 令

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の 交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する 規程……………	(観光企画課 ……	二
---	-----------	---

告 示

保安林の指定予定……………	(林 政 課 ……	三
右 同……………	(同 ……	三
保安林の指定……………	(同 ……	三
保安林の指定解除……………	(同 ……	四

公 告

建設業者の許可の取消し……………	(三八地 民局 ……	四
右 同……………	(同 ……	四
公安委員会……………	(同 ……	五

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納

規 則

付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則……………	(交通指導課 ……	五
指定車両移動保管機関の指定の告示を廃止する告示……………	(同 ……	五
電子計算機等貸借契約に係る一般競争入札……………	(会 計 課 ……	五

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、「(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。)」を削り、同条第十号中「五年」を「十年」に改め、同条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は使用者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は使用者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動を行った場合に運転者等又は使用者等が納付すべき金額を定める規則(平成十一年四月青森県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令第二十五号

庁 中 一 般
三 八 地 域 県 民 局

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金の交付に関する事務の三八地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条の規定により、三

八地域県民局長に、平成二十年度青森県三八地域広域観光推進プロジェクト事業費補助金交付要綱(平成二十年五月一日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 三八地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 三八地域県民局地域連携部長は、第二条の規定により三八地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、三八地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、三八地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を三八地域県民局長に報告しなければならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、三八地域県民局の地域連携部長が不在のときは地域支援室長が、地域連携部長及び地域支援室長がともに不在のときはあらかじめ三八地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び三八地域県民局地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急処を要するもので三八地域県民局地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ三八地域県民局地域連携部長の指示したものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百六十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市大字城ヶ沢字榎沢山一・大字田名部字矢立山一の一・東通村大字白糠字入込山一の一・大間町大字奥戸字二股山一の一・佐井村大字長後字喜平治山一の一（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びにむつ市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百六十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡三戸町大字貝守字滝ノ又一六の四・九一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百六十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡南部町大字片岸字八木田六五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字鬼袋町字大柳六二の三（次の図に示す部分に限る。）、七、七、八六の二、一一七、一一二の二二・一一二の二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一九の一、一三九、一四〇、一四一の一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大柳六二の三、七七・八六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一一の二二、一一二の二四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

十和田市大字立崎字山ノ外六九の四（次の図に示す部分に限る。）、六九の二七

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 保安林解除の理由

鉄道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社田代建築
二 代表者の氏名 田代 満穂

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字附柳三六の四
四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第三〇〇二四四号

五 取消年月日 平成二十年五月十四日
六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年五月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小島建設株式会社

二 代表者の氏名 小島 元子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字田子四の三〇
四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第七六〇号

五 取消年月日 平成二十年五月十四日

六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年五月三十日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

青森県公安委員会規則第四号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則(昭和六十二年四月青森県公安委員会規則第五号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第六十号

昭和六十二年四月二日青森県公安委員会告示第十六号(指定車両移動保管機関を指定する告示)は、廃止する。

平成二十年五月三十日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年五月三十日

青森県警察本部長 石川 威 一 郎

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における初期設定及び設置・撤去費を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等（道路標識管理システム）一式
二 賃貸借期間

平成二十一年二月一日から平成二十六年一月三十一日（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある）

三 設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 入札説明書により提出を義務付ける調書及び関係書類等を青森県警察本部に提出し、その内容が適正なもの。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二二一

2 入札書の提出期限

平成二十年七月十一日 午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 一階会議室

平成二十年七月十一日 午後四時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格を満たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十年度の契約金額とする。ただし、平成二十一年度から平成二十四年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額と

し、平成二十五年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額
(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products
to be leased:

(1) Road Sign Management System Computer
1 set

(2) Specification and quantity
of other products will be referred to
a bid explanation

2 Time limit for tender:
10:00 a.m. July 11, 2008

3 Contact point for the notice:
Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shimamachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------